



- 3 会長は、会議を招集するときは、市長に通知しなければならない。
- 4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 会議の議長は、会議録を作成し、会議に出席した委員のうち議長が指名する委員2人とともに署名しなければならない。

(協議会の庶務)

第3条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。